

平成 29 年 12 月 15 日

税の徴収事務の共同処理

(税務課、下田財務事務所)

(要旨)

市町の自立した徴収体制を確立するため、平成 30 年度以降の共同徴収の継続について専門部会を開催し、部会案をとりまとめたので報告する。

1 会議の概要

- (1) 日 時：(第 6 回) 平成 29 年 9 月 29 日 (金) 13 時 30 分～15 時 30 分
(第 7 回) 平成 29 年 10 月 24 日 (火) 13 時 30 分～15 時 30 分
- (2) 会 場：下田総合庁舎 2 階第 3 会議室、4 階第 8 会議室
- (3) 議 題：基本協定書、協議会設置要綱、相互併任徴収実施要綱等について
参加者：賀茂 1 市 5 町税務担当課、県税務課、県市町行財政課、賀茂振興局
下田財務事務所

2 共同徴収の継続実施案（部会案）

専門部会においてとりまとめた内容は以下のとおり。

- (1) 賀茂地方税債権整理回収協議会の設置等に関する基本協定書（別紙 1）
税の共同徴収の継続における目的、協議会の設置等の基本となる事項について、基本協定を締結する。
- (2) 賀茂地方税債権整理回収協議会設置要綱（別紙 2）
協議会の設置期間、業務、構成員、組織等を規定
- (3) 賀茂地方税債権整理回収協議会相互併任徴収実施要綱（別紙 3）
協議会の市町職員の身分の相互併任手続等を規定

3 今後のスケジュール

時 期	内 容
平成 29 年 12 月～ 平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月からの税の共同徴収継続に向けた取組み ・ 相互併任職員に係る事前準備 ・ 賀茂地方税債権整理回収協議会相互併任徴収実施要綱等の締結
平成 30 年 4 月～	税の徴収事務の共同処理継続実施

賀茂地方税債権整理回収協議会
(管内6市町で構成する任意組織)

移行期

目的

- 広域連携の実現に向けた効率的な徴収事務の共同実施
- 賀茂地域全域における徴収体制の強化
- 個人住民税を含む市町村税の収入未済額の縮減
- 市町税務職員の徴収技術の向上

組織・体制

運営委員会

(市町：税務担当課長 県：オブザーバー)

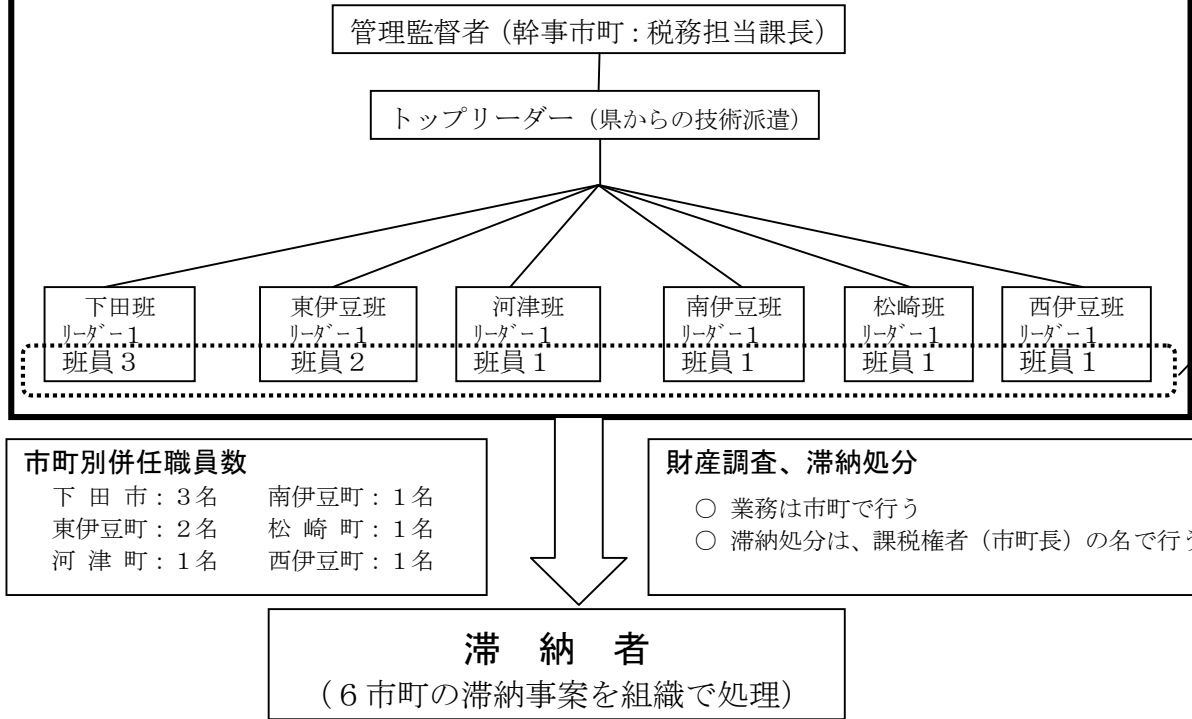
- 滞納整理の基本方針の策定
- 全体事業計画及び目標の策定等

事務局
(幹事市町)

- ・市町職員（班員）は、併任発令
- ・市町税の徴収事務の共同処理
- ・徹底した財産調査と滞納処分（差押、搜索、公売等）の実施

【特別滞納整理チーム】

- 運営委員会委員のうち1名を管理監督者とし、トップリーダーを指揮・監督する。
- トップリーダーは係長等リーダーの指導・支援を行う。
- 各市町担当係長が各班のリーダーとなり、班員の進行管理等を行う。
- 各班に市町職員（班員）1～3名を配置し、併任先の滞納事案を処理する。



共同徴収の機能

- ・全体計画の進行管理（効率的な事務執行サイクルの維持）
- ・徴収スキルの維持（人事ローテーションの相互調整等）
- ・強化月間、一斉催告等の統一の実施
- ・搜索、公売の共同実施
- ・リーダー会議による情報共有、困難事案の検討、研修等の開催

(案)

賀茂地方税債権整理回収協議会の設置等に関する基本協定書

下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「構成員」という。）は、平成30年度以降の賀茂地方税債権整理回収協議会の設置等に関する基本事項について、次のとおり協定を締結する。

（設置）

第1条 次の各号に掲げることを目的として、賀茂地方税債権整理回収協議会を設置する。

- (1) 広域連携の実現に向けた効率的な徴収事務の推進
- (2) 賀茂地域全域における徴収体制の強化
- (3) 個人住民税を含む市町村税の収入未済額の縮減
- (4) 市町税務職員の徴収技術の向上

（その他）

第2条 この協定書に定めるもののほか、賀茂地方税債権整理回収協議会に関し必要な事項については、構成員の協議により別に定める。

上記協定の証として本書6通を作成し、構成員が署名の上、各自その1通を所持する。

平成〇〇年〇月〇〇日

静岡県下田市長 署 名

静岡県東伊豆町長 署 名

静岡県河津町長 署 名

静岡県南伊豆町長 署 名

静岡県松崎町長 署 名

静岡県西伊豆町長 署 名

(案)

賀茂地方税債権整理回収協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「参加市町」という。）が設置する賀茂地方税債権整理回収協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置期間)

第2条 協議会の設置期間は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(業務)

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 参加市町が共同して実施する市町村税の滞納整理の推進
- (2) 徴収技術の向上のための研修の実施

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、参加市町の長とする。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、構成員の互選により選出された者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長が職務を代理する。
- 5 会長、副会長の任期は2年とする。

(組織)

第5条 第3条各号の業務を行うため、協議会に運営委員会、特別滞納整理チーム及び事務局を置く。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 滞納整理の基本方針の策定
- (2) 滞納整理に関する年間事業計画及び数値目標の策定
- (3) その他第3条に規定する業務の推進に必要な事務
- 2 運営委員会は、参加市町の税務担当課長をもって構成する。
- 3 運営委員会に委員長を置き、会長に選出された市町（以下「会長団体」という。）の税務担当課長をもって充てる。
- 4 委員長は、運営委員会の事務を総括し、必要に応じ運営委員会を招集し、これを主宰する。

(特別滞納整理チーム)

第7条 特別滞納整理チームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市町村税の滞納整理
- (2) 徴収技術の向上のための実務研修
- (3) その他市町村税の滞納額の縮減及び収入率の向上を図るために必要な業務
- 2 特別滞納整理チームは、参加市町の税務担当職員をもって構成する。
- 3 特別滞納整理チームに管理監督者と、これを補佐するトップリーダーを置く。
- 4 管理監督者は、第6条第3項の委員長をもって充て、特別滞納整理チームが行う業務の進行管理を行う。
- 5 トップリーダーは、会長団体の税務担当職員をもって充て、委員長が第6条第1項に規定する事務を行うに際し、これを補佐するとともに、徴収技術の提供及

び困難事案の徴収支援を行う。

6 管理監督者の下に班を設け、リーダーを置く。

7 リーダーは、参加市町の税務担当係長をもって充て、班内の業務の進行管理及び班員の指導を行う。

8 特別滞納整理チームの構成職員の身分の取扱い等に関する事項については、別に定める。

(事務局)

第8条 事務局は協議会の庶務を行う。

2 事務局は、会長団体の税務担当課に置く。

(費用負担)

第9条 協議会の業務の実施に要する費用については、原則として、参加市町の負担とし、その負担割合については参加市町が協議して決定する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、運営委員会で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

賀茂地方税債権整理回収協議会相互併任徴収実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、賀茂地方税債権整理回収協議会において、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「参加市町」という。）の税務職員が、相互に身分を併有し、共同して市町村税の滞納整理業務に従事することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 相互併任徴収 参加市町の税務職員を他の参加市町の税務担当職員に任用し、参加市町間で職員が相互に身分を併有することにより、共同して市町村税の滞納整理業務に従事することをいう。
- (2) 併任職員 他の参加市町の長から税務職員として任用される市町の税務職員をいう。
- (3) 併任先市町 相互併任徴収の実施において、併任職員がその業務に従事する市町をいう。
- (4) 併任元市町 併任職員が本来属する市町をいう。

（実施手続）

第3条 参加市町の長は、相互併任徴収に従事させる職員を指定し、「併任職員指定申出書」（第1号様式）を賀茂地方税債権整理回収協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第4条第2項に規定する会長に提出する。

- 2 会長は、参加市町の長から提出された併任職員指定申出書を取りまとめ、「併任職員指定通知書」（第2号様式）により、当該市町の長に通知する。
- 3 併任先市町の長は、併任元市町が指定する職員に併任先市町職員の身分を併有させるものとする。

（協定の締結）

第4条 併任先市町の長は、併任元市町の長との間で、「相互併任徴収の実施に関する協定書」（第3号様式）により、協定を締結する。

（併任期間）

第5条 併任職員の併任期間は、1年以内とする。ただし、併任元市町の長と併任先市町の長との協議により、延長することができるものとする。

（併任職員の身分等）

第6条 併任職員は、併任期間中においては、併任元市町と併任先市町の職員の身分を相互に併有するものとする。

- 2 併任先市町の長は、併任職員を徴税吏員に任命し、徴税吏員証を交付する。
- 3 併任職員は、併任期間終了後、直ちに徴税吏員証を返却しなければならない。

（体制）

第7条 設置要綱第5条の規定に基づき設置する特別滞納整理チームに併任職員を置く。

- 2 特別滞納整理チームの併任職員は、下田市職員3人、東伊豆町職員2人、河津町職員1人、南伊豆町職員1人、松崎町職員1人、西伊豆町職員1人とする。
- 3 設置要綱第7条第3項に規定する管理監督者は、同要綱第6条に規定する滞納整理の基本方針等に基づき、特別滞納整理チームが行う業務の進行管理を行うた

め、第3条の手続きにより、参加市町の職員の身分を併有させるものとする。

(併任職員が従事する業務)

第8条 併任職員は、設置要綱第7条第1項に規定する業務に従事する。

2 併任職員が併任先市町で業務に従事する場合は、併任先市町の指揮命令を受ける。

(服務等)

第9条 併任職員の併任先市町での業務従事時における服務については、併任先市町の関係規程を適用するものとする。

2 併任職員の併任先市町での相互併任徴収の実施は次のとおりとする。

(1) 併任職員は、運営委員会が策定する滞納整理に関する年間事業計画に基づき、併任元市町の命令による併任先市町への出張として業務を実施する。

(2) 併任職員の併任先市町における出張及び時間外勤務については、併任先市町の命令により行う。ただし、時間外勤務を命令する際には、併任元市町と併任先市町が事前に協議するものとする。

(勤務時間等)

第10条 併任職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、併任元市町の関係規程を適用するものとする。

2 前項の規定によることが適当でないと認められる場合は、併任元市町と併任先市町で別途協議するものとする。

(給与等)

第11条 併任職員の給料、諸手当(次項の手当を除く。)及び旅費(次項の旅費を除く。)は、併任元市町の関係規程に基づき併任元市町が支給するものとする。

2 併任職員の第9条第2項第2号に基づく命令に係る旅費及び時間外勤務手当並びに滞納処分等に係る特殊勤務手当については、併任先市町の関係規程に基づき併任先市町が支給するものとする。

(共済組合等)

第12条 併任職員は、静岡県市町村職員共済組合の組合員とし、地方負担金は、併任元市町が負担するものとする。

(公務災害補償)

第13条 併任職員の併任先市町での業務従事時における公務災害については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定によるものとし、その手続については、併任先市町の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づき、併任元市町の長が行うものとする。

2 公務災害負担金については、併任元市町が負担するものとする。

(分限及び懲戒)

第14条 併任職員の併任先市町での業務従事時における分限及び懲戒は、併任先市町の長からの報告に基づき、併任元市町の長が行う。

(福利厚生等)

第15条 併任職員の福利厚生及び健康管理は、併任元市町が実施する。

2 併任職員の併任先市町での業務従事時における健康管理については、併任先市町も十分な配慮をするものとする。

(徴収等における責任)

第16条 併任職員が併任先市町で行った業務に関し生じた損害等については、併任先市町がその責任を負う。

(人事評価)

第17条 併任職員の人事評価は、併任元市町が実施するものとする。ただし、人事評価に関する事項について併任元市町が必要とする場合は、併任先市町はその要請に基づき報告するものとする。

(報告)

第18条 参加市町の長は、併任職員に関する次に掲げる事項について、必要の都度、「併任職員身分変動、昇格、昇給等報告書」(第4号様式)により、併任先市町の長に報告するものとする。

- (1) 併任職員の身分上の変動
- (2) 併任職員の昇格及び昇給
- (3) その他必要な事項

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、参加市町の長が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(第1号様式)

併任職員指定申出書

平成 年 月 日
第 年 月 日

賀茂地方税債権整理回収協議会
会長 氏 名 様

市町長 氏 名 印

賀茂地方税債権整理回収協議会相互併任徴収実施要綱第3条第1項の規定に基づき、下記により併任職員を指定するので申し出ます。

記

- 併任期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 相互併任徴収従事者として指定する職員

職、氏名及び年齢	(歳)
併任元勤務箇所	課 係
徴収事務経験	年 か月
給料月額	円 (級 号給) 次期昇給年月日 平成 年 月 日

職、氏名及び年齢	(歳)
併任元勤務箇所	課 係
徴収事務経験	年 か月
給料月額	円 (級 号給) 次期昇給年月日 平成 年 月 日

(第2号様式)

併任職員指定通知書

平成 年 月 日
第 号

市町長 氏 名 様

賀茂地方税債権回収協議会
会長 氏 名

賀茂地方税債権整理回収協議会相互併任徴収実施要綱（以下「相互併任徴収実施要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、参加市町の長から併任職員の指定の申し出があったので、相互併任徴収実施要綱第3条第2項の規定に基づき、通知します。

つきましては、下記1の期間において相互併任徴収を実施することとし、下記2の他の市町の長が指定する職員を貴市（町）の職員に併せて任用していただきますようお願いいたします。

なお、他の市町との協定につきましては、相互併任徴収実施要綱第4条の規定に基づき、締結くださるようお願いいたします。

記

1 実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 他の市町の長が指定する職員

(1) ○○○市（町）長が指定する職員

職、氏名及び年齢	(歳)
併任元勤務箇所	
徴収事務経験	年 か月
給料月額	円（ 級 号給） 次期昇給年月日 平成 年 月 日

(2) ○○○市（町）長が指定する職員

職、氏名及び年齢	(歳)
併任元勤務箇所	
徴収事務経験	年 か月
給料月額	円 (級 号給) 次期昇給年月日 平成 年 月 日

(3) ○○○市（町）長が指定する職員

職、氏名及び年齢	(歳)
併任元勤務箇所	
徴収事務経験	年 か月
給料月額	円 (級 号給) 次期昇給年月日 平成 年 月 日

(4) ○○○市（町）長が指定する職員

職、氏名及び年齢	(歳)
併任元勤務箇所	
徴収事務経験	年 か月
給料月額	円 (級 号給) 次期昇給年月日 平成 年 月 日

(5) ○○○市（町）長が指定する職員

職、氏名及び年齢	(歳)
併任元勤務箇所	
徴収事務経験	年 か月
給料月額	円 (級 号給) 次期昇給年月日 平成 年 月 日

(第3号様式)

相互併任徴収の実施に関する協定書

賀茂地方税債権整理回収協議会相互併任徴収実施要綱第4条の規定に基づき、〇〇〇市(町)の税務職員として任用される市町職員の取扱い及び相互併任徴収の実施等に関し、併任先市町である〇〇〇市(町)長(以下「甲」という。)と併任元市町である〇〇〇市(町)長(以下「乙」という。)、〇〇〇町長(以下「丙」という。)、〇〇〇町長(以下「丁」という。)、〇〇〇町長(以下「戊」という。)及び〇〇〇町長(以下「己」という。)との間に、次のとおり協定を締結する。

(併任職員の任用)

第1条 甲は、乙、丙、丁、戊及び己が指定する職員(以下「併任職員」という。)に対し、別表のとおり、〇〇〇市(町)の税務職員として任用の発令をするものとする。

(併任期間)

第2条 併任職員の併任期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

ただし、甲と併任元市町の長との協議により、延長することができるものとする。

(併任職員の身分等)

第3条 併任職員は併任元市町の職員の身分と、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条の規定に基づく甲の任命による〇〇〇市(町)の職員の身分を併せ持つものとする。

(併任職員が従事する業務)

第4条 併任職員は、〇〇〇市(町)における賀茂地方税債権整理回収協議会設置要綱第7条第1項に規定する業務に従事し、その際は〇〇〇市(町)と十分協議を行うものとする。

(徴税吏員の任命等)

第5条 甲は、併任職員を徴税吏員に任命し、徴税吏員証を交付するものとする。

2 併任職員は、併任期間終了後、直ちに徴税吏員証を返却するものとする。

(併任職員の服務)

第6条 併任職員の〇〇〇市(町)での業務従事時における服務については、〇〇〇市(町)の関係規程を適用するものとする。

2 併任職員の〇〇〇市(町)での相互併任徴収の実施は次のとおりとする。

(1) 併任職員は、賀茂地方税債権整理回収協議会運営委員会(以下「運営委員会」という。)が策定する滞納整理に関する年間事業計画に基づく、併任元市町の命令による〇〇〇市(町)への出張として業務を実施する。

(2) 併任職員の〇〇〇市(町)における出張及び時間外勤務については、〇〇〇市(町)の命令により行う。ただし、時間外勤務を命令する際には、併任元市町と〇〇〇市(町)が事前に協議するものとする。

(勤務時間等)

第7条 併任職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、併任元市町の

関係規程を適用するものとする。

- 2 前項の規定によることが適当でないと認める場合は、併任元市町の長と甲で別途協議するものとする。

(給与等)

第8条 併任職員の給料、諸手当（第2項の手当を除く。）及び併任元市町の命令による旅費は、併任元市町の関係規程に基づき、併任元市町が支給するものとする。

- 2 併任職員の第6条第2項第2号に基づく命令に係る旅費及び時間外勤務手当並びに滞納処分等に係る特殊勤務手当については、〇〇〇市（町）の関係規程に基づき、〇〇〇市（町）が支給するものとする。

- 3 併任職員の退職手当については、〇〇〇市（町）は何らの負担を負わないものとする。

(共済組合)

第9条 併任職員は、静岡県市町村職員共済組合の組合員とし、地方負担金は併任元市町が負担するものとする。

(公務災害補償)

第10条 併任職員の〇〇〇市（町）での業務従事時における公務災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定によるものとし、その手続については、甲の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づき、併任元市町の長が行うものとする。

- 2 公務災害負担金については、併任元市町が負担するものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 併任職員の〇〇〇市（町）での業務従事時における分限及び懲戒は、甲からの報告に基づき、併任元市町の長が行うものとする。

(福利厚生等)

第12条 併任職員の福利厚生及び健康管理については、併任元市町の長が実施するものとする。

- 2 併任職員の〇〇〇市（町）での業務従事時における健康管理については、甲も十分な配慮をするものとする。

(人事評価)

第13条 併任職員の人事評価は、併任元市町の長が実施するものとする。

- 2 併任職員の人事評価に関する事項について併任元市町の長が必要とする場合は、甲はその要請に基づき報告するものとする。

(報告)

第14条 併任元市町の長は、併任職員に関する次に掲げる事項について、必要の都度、甲に報告するものとする。

- (1) 併任職員の身分上の変動
- (2) 併任職員の昇格及び昇給
- (3) その他必要な事項

(その他)

第15条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、甲と併任元市町の長が協

議して定めるものとする。

上記協定の証として本書6通を作成し、記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 静岡県〇〇市(町)長 氏 名 印

乙 静岡県〇〇市(町)長 氏 名 印

丙 静岡県〇〇市(町)長 氏 名 印

丁 静岡県〇〇市(町)長 氏 名 印

戊 静岡県〇〇市(町)長 氏 名 印

己 静岡県〇〇市(町)長 氏 名 印

(別表)

併任元市町の長が 指定する職員（職氏名）	甲が任用する職

(第4号様式)

併任職員身分変動、昇格、昇給等報告書

平成 第 年 月 日

併任先市(町)長
氏 名 様

併任元市(町)長
氏 名 印

賀茂地方税債権整理回収協議会相互併任徴収実施要綱第18条の規定に基づき、次のとおり報告します。

氏 名		併任先における 部課(所)					
身分上 の変動	新						
	旧						
昇 格 昇 給		昇格昇給 年 月 日		途中昇給 年 月 日		次期昇給 年 月 日	
		級号給	給料月額	級号給	給料月額		
	新	—	円	—	円		
	旧	—	円	—	円		
その他必要な 事 項							

地域包括ケアシステムの構築・運用

(長寿政策課、健康増進課、賀茂健康福祉センター)

(要旨)

「地域包括ケアシステムの構築・運用」について、下記のとおり報告する。

1 会議の概要

- (1) 日 時：第 24 回 平成 29 年 9 月 15 日 (金) 13 時 30 分～15 時
第 25 回 平成 29 年 10 月 16 日 (月) 10 時～正午
第 26 回 平成 29 年 11 月 15 日 (水) 10 時～正午
- (2) 会 場：下田総合庁舎内会議室
- (3) 協議事項等：保健事業及び介護保険事業等の連携体制

2 協議事項

- ・ 介護保険事業等の連携

資料 2-2

(介護事業所指定・指導監督業務の共同実施)

賀茂地域における介護事業所指定・指導監督業務の共同実施について、専門部会案をとりまとめたので協議する。

3 その他

- ・ 保健事業の連携 (県からの提案)

資料 2-3

平成 29 年 12 月 15 日

介護保険事業等の連携 (介護事業所指定・指導監督の共同実施)

(長寿政策課、賀茂健康福祉センター)

(要旨)

介護事業所指定・指導監督の共同実施の仕組みについて、専門部会を開催し、部会案を取りまとめたので報告する。

1 介護事業所指定・指導監督の共同実施案

専門部会において取りまとめた内容は以下のとおり。

- (1) 賀茂地域における介護事業所指定・指導監督の共同実施に関する基本協定書(別紙1)
共同実施における目的、市町及び県の役割、協議会の設置等の基本となる事項について、基本協定を締結する。
- (2) 賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会設置要綱(別紙2)
協議会の業務、構成員、組織等を規定
- (3) 賀茂地域介護事業所指定・指導監督共同実施取扱要領(別紙3)
共同実施に関する必要な事項を規定
- (4) 賀茂地域介護事業所指定・指導監督相互併任業務実施要綱(別紙4)
共同実施における、市町職員の身分の相互併任手続き等を規定

2 今後のスケジュール

時 期	内 容
平成 29 年 12 月 15 日	賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会発足式
平成 29 年 12 月～ 平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月からの共同実施の準備 (共同実施に関する運用、市町間調整等)
平成 30 年 4 月～	介護事業所指定・指導監督の共同実施開始

賀茂地域における介護保険事業所指定・指導監督業務の共同実施体制について

目的

- 介護事業所指定・指導監督業務の推進
- 介護事業所指定・指導監督業務に関する技術力の向上

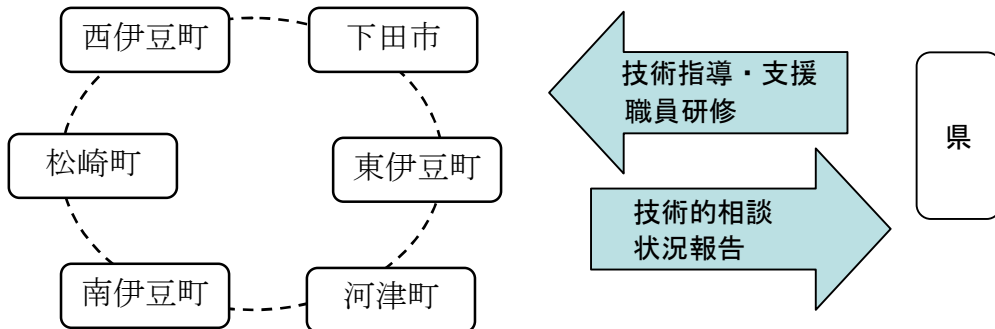
連携の手法

- 各市町の職員が相互連携して行えるように「相互に併任」の発令
- 「任意の協議会」の設置
- 共同実施の「基本協定」の締結

組織・体制

賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会 (1市5町と県で構成する任意組織)

- 共同実施作業の市町間調整
- 指定指導業務に関する情報交換・相互助言
- 研修会の開催 等

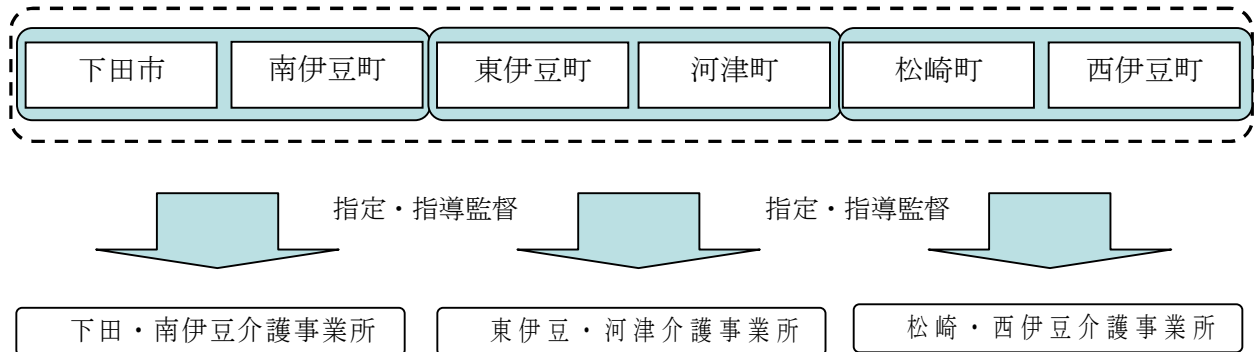


※協議会の下部組織となる市町・県担当課長による運営連絡会を定期的に開催

実施イメージ

※各市町職員 2 名以内相互併任

※ブロック単位で指導監督を実施



(案)

賀茂地域における介護事業所指定・指導監督の共同実施に関する基本協定書

下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「参加市町」という。）並びに静岡県（以下「県」という。）は、賀茂地域における介護事業所指定・指導監督の共同実施に関して基本となる事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 介護事業所指定・指導監督の共同実施は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 介護事業所指定・指導監督による介護サービスの向上
- (2) 介護事業所指定・指導監督に関する技術力の向上

(市町の役割)

第2条 参加市町は、第1条の目的の達成に際し相互に協力するものとする。

(県の役割)

第3条 県は、参加市町が行う第1条の目的の達成に必要な技術指導及び支援を行うものとする。

(協議会)

第4条 第1条の目的を達成するため、賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会を設置する。

(その他)

第5条 この協定書に定めるもののほか、介護事業所指定・指導監督の共同実施に必要な事項については、参加市町と県との協議により別に定める。

上記協定の証として本書7通を作成し、全者署名のうえ、各自1通を所持する。

年 月 日

静岡県副知事 署 名

静岡県下田市長 署 名

静岡県東伊豆町長 署 名

静岡県河津町長 署 名

静岡県南伊豆町長 署 名

静岡県松崎町長 署 名

静岡県西伊豆町長 署 名

(案)

賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「参加市町」という。）並びに静岡県（以下「県」という。）が締結した賀茂地域における介護事業所指定・指導監督の共同実施に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第4条に基づき設置する賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、基本協定書第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 介護事業所指定・指導監督に関する調整
- (2) 介護事業所指定・指導監督に関する情報交換、相互助言

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、参加市町の長及び県賀茂健康福祉センター所長とする。

- 2 協議会に会長を置き、県賀茂健康福祉センター所長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じ協議会を招集し、これを主宰する。
- 4 協議会の事務局を県賀茂健康福祉センターに置く。

(組織)

第4条 第2条各号の業務を行うため、協議会に賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）を置く。

(運営連絡会)

第5条 運営連絡会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 共同実施における参加市町間の連絡調整
 - (2) 事業計画の策定
 - (3) 関係機関との調整
 - (4) 共同実施における問題等の検討
 - (5) その他第2条各号に規定する業務の推進に必要な事務
- 2 運営連絡会に事務局長を置き、県賀茂健康福祉センター福祉部長をもって充てる。
 - 3 運営連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 参加市町介護保険担当課長
 - (2) 県賀茂健康福祉センター福祉部長
 - (3) その他事務局長が指名する者
 - 4 事務局長は、運営連絡会の事務を総括する。
 - 5 事務局長は、必要に応じ運営連絡会を招集し、これを主宰する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、運営連絡会で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

賀茂地域介護事業所指定・指導監督共同実施取扱要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「参加市町」という。）並びに静岡県（以下「県」という。）が行う介護事業所指定・指導監督の共同実施（以下「共同実施」という。）に関し、賀茂地域における介護事業所指定・指導監督の共同実施に関する基本協定書第5条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 介護事業所指定・指導監督業務の推進及び市町職員の技術力の向上を目的とする。

（推進体制）

第3条 参加市町において指定された2人以内の職員で共同実施する業務を行う。

2 職員の身分の取扱い等に関する事項は、賀茂地域介護事業所指定・指導監督相互併任業務実施要綱に定める。

（共同実施する業務）

第4条 共同実施する業務とは、「表－1 共同業務」をいう。

2 前項の共同業務は、原則として、「表－2 構成ブロック」単位で行う。ただし、指導監督の状況により全参加市町で実施する。

（県の支援）

第5条 県は、前条の共同実施する業務について、技術指導及び支援を行う。

2 県が行う技術指導及び支援は、市町が実施する実地指導への助言、研修会及び県が実施する実地指導への参加市町の同行により実施する。

3 県は、技術力の向上を図るため、介護事業所指定・指導監督に関する研修会を定期的に開催する。

（業務の法的根拠）

第6条 共同業務は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び同法施行法（平成9年法律第124号）に基づき行う。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、共同実施に関し必要な事項は、賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会運営連絡会において協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から適用する。

「表－1 共同業務」

業 務 名	業 務 内 容
介護事業所の 新規指定	・新規指定に係る現地調査の実施
介護事業所指 導・監督	・年間指導監督実施計画の作成 ・介護事業所への実地指導監督 ・実地指導監督復命書作成 ・指導監督結果通知書作成

「表－2 構成ブロック」

ブロック名	南	東	西
市町名	下田市 南伊豆町	東伊豆町 河津町	松崎町 西伊豆町

(案)

賀茂地域介護事業所指定・指導監督相互併任業務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、賀茂地域における介護事業所指定・指導監督の共同実施において、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「参加市町」という。）の介護事業所指定・指導監督担当職員が、相互に身分を併有し、共同して介護事業所指定・指導監督業務に従事することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 相互併任業務 参加市町の介護事業所指定・指導監督担当職員を他の参加市町の介護事業所指定・指導監督担当職員に任用し、これら職員が相互に身分を併有することにより、共同して従事する介護事業所指定・指導監督業務をいう。
- (2) 併任職員 他の参加市町の長から介護事業所指定・指導監督担当職員として任用される市町の介護事業所指定・指導監督担当職員をいう。
- (3) 併任先市町 相互併任業務の実施において、併任職員がその業務に従事する市町をいう。
- (4) 併任元市町 併任職員が本来属する市町をいう。

(実施手続)

第3条 併任元市町の長は、「併任職員指定申出書」（第1号様式）を併任先市町の長に提出し、相互併任業務に従事させる職員を指定するものとする。

(協定の締結)

第4条 併任先市町の長は、併任元市町の長との間で、「賀茂地域介護事業所指定・指導監督相互併任業務の実施に関する協定書」（第2号様式）により、協定を締結する。

(併任期間)

第5条 併任職員の併任期間は、1年以内とする。

(併任職員の身分等)

第6条 併任職員は、併任期間中においては、併任元市町と併任先市町の職員の身分を相互に併有するものとする。

- 2 併任先市町の長は、併任職員に介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく身分証明書を交付するものとする。
- 3 併任職員は、併任期間終了後、直ちに身分証明書を返却しなければならない。

(併任職員が従事する業務)

第7条 併任職員は、併任先市町における介護事業所指定・指導監督に係る必要な業務に従事するものとする。

- 2 併任職員が併任先市町で業務に従事する場合は、併任先市町の指揮命令を受けるものとする。

(服務等)

第8条 併任職員の併任先市町での業務従事時における服務については、併任先市町の関係規程を適用するものとする。

- 2 併任先市町での相互併任業務の実施は次のとおりとする。

- (1) 併任職員は、賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会設置要綱第5条

第1項第2号の事業計画に基づき、併任元市町の命令による併任先市町への出張として業務を実施する。

(2) 併任職員の併任先市町における時間外勤務については、併任先市町の命令により行う。ただし、命令する際には、併任元市町と併任先市町が事前に協議するものとする。

(勤務時間等)

第9条 併任職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、併任元市町の関係規程を適用するものとする。

2 前項の規定によることが適当でないと認められる場合は、併任元市町と併任先市町が別途協議するものとする。

(給与等)

第10条 併任職員の給料、諸手当（時間外勤務手当を除く。）及び旅費は、併任元市町の関係規程に基づき併任元市町が支給するものとする。

2 併任職員の第8条第2項第2号に基づく命令に係る時間外勤務手当については、併任先市町の関係規程に基づき、併任先市町が支給するものとする。

(公務災害補償)

第11条 併任職員の併任先市町での業務従事時における公務災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定によるものとし、その手続については、併任先市町の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づき、併任元市町の長が行うものとする。

2 公務災害負担金については、併任元市町が負担するものとする。

(分限及び懲戒)

第12条 併任職員の併任先市町での業務従事時における分限及び懲戒は、併任先市町の長からの報告に基づき、併任元市町の長が行う。

(介護事業所指定・指導監督業務における責任)

第13条 併任職員が併任先市町で行う介護事業所指定・指導監督業務に関し生じた損害等については、併任先市町がその責任を負う。

(報告)

第14条 併任元市町の長は、併任職員に関する次に掲げる事項について、必要の都度、「併任職員報告書」（第3号様式）により、併任先市町の長に報告するものとする。

(1) 併任職員の給料月額

(2) その他必要な事項

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、参加市町間の協議により定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(第1号様式)

併任職員指定申出書

第 年 月 日 号

併任先市町長 氏 名 様

併任元市町長 氏 名 印

賀茂地域介護事業所指定・指導監督相互併任業務実施要綱第3条の規定に基づき、
下記により併任職員を指定するので申し出ます。

記

- 併任期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 相互併任業務従事者として指定する職員

職・氏名	
併任元所属	課 係
介護保険業務経験	年 か月

(第2号様式)

賀茂地域介護事業所指定・指導監督相互併任業務の実施に関する協定書

賀茂地域介護事業所指定・指導監督相互併任業務実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条の規定に基づき、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「参加市町」という。）の長は、介護事業所指定・指導監督担当職員として任用される市町職員の取扱い及び相互併任業務の実施等に関し、次のとおり協定を締結する。

（併任職員の任用）

第1条 参加市町の長は、各市町が指定する職員（以下「併任職員」という。）に対し、別表のとおり、参加市町の介護事業所指定・指導監督担当職員として任用の発令をするものとする。

（併任期間）

第2条 併任職員の併任期間は、〇〇年〇月〇〇日から〇〇年〇月〇〇日までとする。

（併任職員の身分等）

第3条 併任職員は併任元市町の職員の身分と、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の規定に基づく併任先市町の長の任命による併任先市町の職員の身分を併せ持つものとする。

（併任職員が従事する業務）

第4条 併任職員は、相互併任業務時において、併任先市町における実施要綱第7条第1項の業務に従事するものとする。

（身分証明書の交付等）

第5条 併任先市町の長は、併任職員に介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく身分証明書を交付するものとする。

2 併任職員は、併任期間終了後、直ちに身分証明書を返却しなければならない。

（併任職員の服務）

第6条 併任職員の併任先市町での業務従事時における服務については、併任先市

町の関係規程を適用するものとする。

2 併任先市町での相互併任業務の実施は次のとおりとする。

(1) 併任職員は、賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会設置要綱第5条第1項第2号の事業計画に基づき、併任元市町の命令による併任先市町への出張として業務を実施する。

(2) 併任職員の併任先市町における時間外勤務については、併任先市町の命令により行う。ただし、命令する際には、併任元市町と併任先市町が事前に協議するものとする。

(勤務時間等)

第7条 併任職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、併任元市町の関係規程を適用するものとする。

2 前項の規定によることが適当でないと認められる場合は、併任元市町と併任先市町が別途協議するものとする。

(給与等)

第8条 併任職員の給料、諸手当（時間外勤務手当を除く。）及び旅費は、併任元市町の関係規程に基づき併任元市町が支給するものとする。

2 併任職員の第6条第2項第2号に基づく命令に係る時間外勤務手当については、併任先市町の関係規程に基づき、併任先市町が支給するものとする。

(公務災害補償)

第9条 併任職員の併任先市町での業務従事時における公務災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定によるものとし、その手続については、併任先市町の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づき、併任元市町の長が行うものとする。

2 公務災害負担金については、併任元市町が負担するものとする。

(分限及び懲戒)

第10条 併任職員の併任先市町での業務従事時における分限及び懲戒は、併任先市町の長からの報告に基づき、併任元市町の長が行う。

(介護事業所指定・指導監督における責任)

第11条 併任職員が併任先市町で行う介護事業所指定・指導監督業務に関し生じた損害等については、併任先市町がその責任を負う。

(報告)

第12条 併任元市町の長は、併任職員に関する次に掲げる事項について、必要の都度、実施要綱に定める「併任職員報告書」(第3号様式)により、併任先市町の長に報告するものとする。

(1) 併任職員の給料月額

(2) その他必要な事項

(その他)

第13条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、参加市町間の協議により定めるものとする。

上記協定の証として本書6通を作成し、記名押印の上、参加市町の長それぞれその1通を所持する。

年 月 日

静岡県下田市長 氏 名 印

静岡県東伊豆町長 氏 名 印

静岡県河津町長 氏 名 印

静岡県南伊豆町長 氏 名 印

静岡県松崎町長 氏 名 印

静岡県西伊豆町長 氏 名 印

(別表)

1 併任先市町が下田市の場合

指定する職員（職氏名）	下田市が任用する職

2 併任先市町が東伊豆町の場合

指定する職員（職氏名）	東伊豆町が任用する職

3 併任先市町が河津町の場合

指定する職員（職氏名）	河津町が任用する職

4 併任先市町が南伊豆町の場合

指定する職員（職氏名）	南伊豆町が任用する職

5 併任先市町が松崎町の場合

指定する職員（職氏名）	松崎町が任用する職

6 併任先市町が西伊豆町の場合

指定する職員（職氏名）	西伊豆町が任用する職

(第3号様式)

併任職員報告書

第 年 月 日
号

併任先市町長 氏 名 様

併任元市町長 氏 名 印

賀茂地域介護事業所指定・指導監督相互併任業務実施要綱第14条の規定に基づき、
次のとおり報告します。

氏 名		併任先における 部課 (所)	
給料月額	円		
その他必要な 事 項	次期昇給 年 月 日		

賀茂地域での 地域包括ケアシステムの構築

富国有徳の理想郷 - しずおか
ふじのくに



これから(近い将来)訪れるもの (又は既に訪れているもの)

さらなる高齢化(高齢者の中での高齢化)と人口減少



医療・介護費用の増(受療率・要介護度の増による)
税金等財源の減 等



住民の負担増、市町財政への圧迫(→破綻!?)



“今から”対応をすることが急務

富国有徳の理想郷 - しずおか
ふじのくに



どうすればよいか？

- 「病気や要介護状態にならない」
→健康づくり、介護予防の十分な実施
- 「早期発見」「発症予防」
→特定健診、特定保健指導の受診率アップ
- 「病気を悪くしない」「介護度を上げない」
→重症化予防、リハビリテーション

富国有徳の理想郷－しずおか
ふじのくに



やるべきことは？

- 健康づくりの充実
- 健診の確実な受診と十分なフォロー
- 医療体制の整備
- 介護サービスの確保



- 単独の市町でやりきれるか？（人やカネ）
- 行政だけでできるのか？

富国有徳の理想郷－しずおか
ふじのくに



推進方法

- 全て包含した協定
⇒健康、保健、医療、介護、福祉等の充実には、地域の関係団体の協力は必須
⇒市町(首長)、3師会(賀茂医師会、賀茂歯科医師会、賀茂薬剤師会)、県による協定
- 推進のための枠組みを設置(例えば協議会)
- 関係会議(県の会議を含む)等との連携・協調

富国有徳の理想郷ーしずおか
ふじのくに



◎具体的な連携方策(案)

- ・糖尿病等重症化予防を含め、賀茂地域における健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るためには、3師会との連携・協力が不可欠であり、調整に時間を要するため、平成30年2月の包括的な協定締結に向け調整作業を進める。
- ・上記協定に基づき、まず、「糖尿病等重症化予防の共同実施」及び「健診未受診者対策の一部」について、平成30年4月から実施予定。

◎今後のスケジュール(案)

時期	内容
平成30年2月中旬 (広域連携会議)	・方針決定・合意、基本協定締結式
平成30年4月～	・連携開始 ◇糖尿病等重症化予防チームによる共同実施開始 ◇健診未受診者対策の一部実施 ・調整(官民一体となった受診率の向上や健康づくりの充実を図るための業務の検討・追加)
平成31年4月～	・介護予防等連携拡大(随時)

富国有徳の理想郷ーしずおか
ふじのくに

